

富山県警察本部訓令第6号

富山県地方警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和56年富山県警察本部訓令第6号）の全部を次のように改正する。

昭和63年3月10日

富山県警察本部長

富山県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「条例」という。）及び県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるほか、富山県警察職員（非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等及び勤務管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（通常勤務者の勤務時間等）

第2条 条例第3条の規定により日曜日及び土曜日を週休日とし月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る職員（以下「通常勤務者」という。）は、第3条第1項に規定する特別勤務者たる職員以外の職員とし、その勤務日（正規の勤務時間（条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日をいう。以下同じ。）における勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間の割振り（以下「勤務時間の割振り」という。）は、次の表のとおりとする。

| 勤務の開始の時刻 | 勤務の終了の時刻 | 休憩時間の割振り |
|----------|----------|----------------|
| 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午から 午後1時まで |

2 前項に規定する勤務時間の割振りにより難い特別の理由があるときは、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けて、これと異なる勤務時間の割振りをすることができる。

（特別勤務者の勤務制、割振単位期間、週休日及び勤務時間等）

第3条 条例第4条第1項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る職員（以下「特別勤務者」という。）は、別表第1に掲げる者とし、その勤務制は、同表に定めるとおりとする。

2 特別勤務者について、条例第4条第2項本文に規定する期間（以下「割振単位期間」という。）は、平成元年5月28日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間（以下「4週間ごとの期間」という。）、同日を初日とする3週間及びこれに引き続く3週間ごとの期間（以下「3週間ごとの期間」という。）又は同日を初日とする6週間及びこれに引き続く6週間ごとの期間（以下「6週間ごとの期間」という。）とし、その勤務制別の適用区分は、別表第1のとおりとする。

3 特別勤務者には、割振単位期間ごとに8日（割振単位期間が3週間ごとの期間の者にあつては、6日、割振単位期間が6週間ごとの期間の者にあつては、12日）の週休日を設け、当該期間につき、正規の勤務時間を155時間（割振単位期間が3週間ごとの期間の者にあつては、116時間15分、割

振単位期間が6週間ごとの期間の者にあつては、232時間30分)とし、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにするものとする。

4 富山県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令(平成15年富山県警察本部訓令第12号)第3条第4号に規定する所属長(以下「所属長」という。)は、前項の規定及び別表第2に掲げる基準に従い、特別勤務者について、週休日、勤務日、勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間及び休息時間の割振りを行い、毎月25日までに、翌月分の勤務予定表を作成しなければならない。ただし、前項の規定及び別表第2に掲げる基準により難い特別の理由があるときは、あらかじめ本部長の承認を受けて、これと異なる定めをすることができる。

5 警務部警務課長は、所属長に対し、前項の勤務予定表の送付を求めることができる。

(勤務時間等の割振り変更)

第4条 所属長は、公務の運営上臨時に必要なと認めるときは、前2条の規定にかかわらず、職員の勤務日の割振り、勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間及び休息時間の割振りを変更することができる。

(時間外勤務)

第5条 所属長は、条例第7条第2項の規定により、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間において宿日直勤務以外の勤務を命ずることができる。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第5条の2 所属長は、規則第6条の2第1項の規定により、職員(労働基準法(昭和22年法律第49号)第33条第3項の規定の適用を受ける職員に限る。ただし、同法別表第1に掲げる事業に従事する職員を除く。以下この条において同じ。)に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ別に定める時間及び月数(以下「上限時間等」という。)の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する警察本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署(以下「所属」という。)以外の所属に勤務する職員

(2) 「他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高いものとして本部長が指定する所属」に勤務する職員

2 所属長が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと所属長が認めるものをいう。)に従事する職員に対し、上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、前項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 所属長は、前項の規定により、上限時間等を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集し、1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、警務部警務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(週休日の振替等)

第6条 条例第3条第1項及び第4条の規定による週休日(通常勤務者にあつては日曜日及び土曜日を、特別勤務者にあつては第3条第4項の規定により週休日として所属長が割振りを行った日をいう。以下同じ。)において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、公務の運営上特に支障がない限り、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から16週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち3時間30分から4時間15分までの範囲内の時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振るものとする。

2 前項に規定する週休日の振替及び勤務時間の割振り変更に係る本部長の権限は、各所属長に委任する。

(宿日直勤務)

第7条 条例第7条第1項及び規則第5条の規定により、富山県警察の処務に関する訓令(平成14年富山県警察本部訓令第29号)第20条に規定する所属長は、職員に対して、宿直勤務又は日直勤務の命令を命ずることができる。

2 前項の宿直勤務又は日直勤務の命令は、毎月25日までに翌月分の勤務員を指定して行わなければならない。

(時間外勤務代休時間)

第7条の2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。)第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対しては、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、給与条例第16条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある勤務時間が割り振られた日(第8条に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部に対し、時間外勤務代休時間指定簿(別記様式第1号)により行うものとする。

3 時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の取扱い)

第7条の3 条例第8条の2に規定する育児又は介護を行う職員の深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)勤務及び時間外勤務の制限については、条例及び規則の規定中に「任命権者」とあるのは、それぞれ「所属長」と読み替えて適用する。

2 深夜勤務の制限の請求について、条例第8条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に定める場合に該当すると認めるときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせないものとする。

3 時間外勤務の制限の請求について、条例第8条の2第2項(同条第4項

において準用する場合を含む)に定める場合に該当すると認めるときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合(同条第4項において準用する場合は公務の運営に支障がある場合)を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせないものとする。

- 4 時間外勤務の制限の請求について、条例第8条の2第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)に定める場合に該当すると認めるときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせないものとする。
- 5 深夜勤務の制限の請求は、制限を受けようとする一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長に対して行わなければならない。
- 6 時間外勤務の制限の請求は、制限を受けようとする一の期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び末日とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに所属長に対して行わなければならない。
- 7 前2項の規定による請求は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(別記様式第2号)により行うものとする。
- 8 第5項及び第6項の請求があった場合において、所属長は公務の正常な運営が妨げられるかどうか、又は当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて判断し、速やかに当該職員に対してその結果を通知するものとする。
- 9 第5項及び第6項の規定による請求をした職員は、当該請求後において、当該請求に係る育児又は介護の状況に変更が生じたときは、育児又は介護の状況変更届(別記様式第2号の2)により所属長に届け出るものとする。
(休日の代休日)

第8条 条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)である第2条又は第3条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について、特に勤務することを命じたときには、公務の運営に支障がない場合に、勤務することを命じた休日を起算日とする16週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、指定することができる。

- 2 前項の規定により、代休日を指定された職員は、勤務を命じられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命じられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合は、代休日を指定しないものとする。

4 前3項に規定する代休日の指定に係る本部長の権限は、各所属長に委任する。

(有給休暇の取扱い)

第9条 条例第12条から第14条までに規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇については、条例及び規則の規定中に「任命権者」とあるのは、それぞれ「所属長」と読み替えて適用する。

2 職員は、特別休暇のうちの出産休暇、育児時間休暇及び女性の健康管理休暇を得ようとするときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

3 職員は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇(出産休暇、育児時間休暇及び女性の健康管理休暇を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ所属長に承認申請し、その承認を受けなければならない。

4 前3項に規定するほか、休暇の細部的取扱いは、別に定める。

(介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇等の取扱い)

第10条 条例第15条、第15条の2、第15条の3及び第15条の4に規定する介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等については、条例及び規則の規定中に「任命権者」とあるのは、それぞれ「所属長」と、条例第15条の5に規定する執務環境の整備に関する措置については、条例の規定中に「任命権者」とあるのは「警務部警務課長」と読み替えて適用する。

2 介護休暇、介護時間又は子育て支援部分休暇の請求について、条例第15条第1項、第15条の2第1項又は第15条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りではない。

3 介護休暇、介護時間又は子育て支援部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ(介護休暇の場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して、1週間前の日までに。)所属長に承認申請し、その承認を受けなければならない。

4 介護休暇又は介護時間の承認申請は、介護休暇承認申請書(休暇簿)(別記様式第3号)又は介護時間承認申請書(休暇簿)(別記様式第3号の2)により、子育て支援部分休暇の承認申請は、子育て支援部分休暇承認請求書(別記様式第3号の3)により行うものとする。

5 前項の請求があった場合において、所属長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対してその内容を通知するものとする。

6 所属長は、介護休暇又は介護時間の承認をした場合は、介護休暇承認申請書又は介護時間承認申請書の写しを、子育て支援部分休暇を承認した場合は、子育て支援部分休暇承認請求書の写しを警務部警務課長へ送付するものとする。

(職務専念義務免除の承認)

第11条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年富山県条例第20号。以下この条において「職専免条例」という。)及び職務に専念する義務の特例を定める規則(昭和26年富山県人事委員会規則第5号。以下この条において「職専免規則」という。)に定めるところにより職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、関係書類を添え

て、職務に専念する義務の特例に関する承認申請書（別記様式第4号）により、次の各号により承認を受けなければならない。

(1) 警察本部長の承認

職専免条例第2条第1号及び第3号に該当する場合（ただし、次号に規定するものを除く。）

(2) 所属長の承認

職専免条例第2条第2号及び職専免規則第13号の規定による人事委員会の特例承認のうち次のア～ウに該当する場合

ア 庁舎（これに準ずるものを含む。）内において献血を行う場合（昭和44年1月17日承認）

イ 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項として、妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間（ただし、正規の勤務時間等の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの規定により勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間を除く。）（平成10年3月30日承認）

ウ 富山県赤十字血液センターに成分献血登録している職員が、同センターの文書等による依頼に応じて成分献血を行う場合に、公務に支障がない範囲内において勤務しないこと。（平成10年8月21日承認）

（欠勤）

第12条 職員が休暇の届出を行わず、若しくは承認を受けず、又は勤務命令に反して正規の勤務時間中に勤務しないときは、欠勤とする。

（勤務管理）

第13条 所属長は、職員の勤務時間等を適正に管理しなければならない。

2 所属に勤務管理者を置き、所属の次席、副隊長、副所長、副センター長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

3 勤務管理者は、所属長を補佐し、職員の勤務実態を把握するとともに、勤務時間等について必要な指導監督に当たらなければならない。

4 職員の勤務状況を記録するため、所属に勤務記録簿（別記様式第5号）を備え付ける。

5 所属長は、職員が他の所属に配置替えとなったときは、当該職員のその年の勤務記録簿を配置替え先の所属長に送付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

（富山県警察の文書取扱いに関する訓令の一部改正）

2 富山県警察の文書取扱いに関する訓令（昭和42年富山県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（富山県警察の外勤活動に関する訓令の一部改正）

3 富山県警察の外勤活動に関する訓令（昭和44年富山県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(富山県警察交通巡視員の勤務に関する訓令の一部改正)

- 4 富山県警察交通巡視員の勤務に関する訓令（昭和48年富山県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(富山県警察交通管制センターの運用に関する訓令の一部改正)

- 5 富山県警察交通管制センターの運用に関する訓令（昭和52年富山県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(機動捜査隊の運用に関する訓令の一部改正)

- 6 機動捜査隊の運用に関する訓令（昭和62年富山県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(鉄道警察隊の運用に関する訓令の一部改正)

- 7 鉄道警察隊の運用に関する訓令（昭和62年富山県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(休憩時間の特例)

- 8 平成23年7月1日から同年8月31日までの間は、第2条の表中「午後零時から午後1時まで」とあるのは、「午後1時から午後2時まで」とする。ただし、公務の運営上これにより難しい場合は、この限りでない。

附 則（昭和63年6月25日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和63年6月25日から施行する。

附 則（平成元年3月20日本部訓令第11号）

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成元年3月23日本部訓令第16号）

この訓令は、平成元年4月2日から施行する。

附 則（平成元年5月12日本部訓令第19号）

この訓令は、平成元年5月14日から施行する。

附 則（平成4年8月1日本部訓令第13号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の富山県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令別記様式第3号については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（平成5年3月26日本部訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日本部訓令第15号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日本部訓令第23号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日本部訓令第5号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の富山県警察職員の勤務時間及び勤務管理に関する訓令別記様式第4号については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則 (平成7年8月9日本部訓令第8号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年9月3日から施行する。

附 則 (平成9年3月3日本部訓令第4号)

この訓令は、平成9年3月10日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日本部訓令第9号)

この訓令は、平成9年3月25日から施行する。

附 則 (平成10年3月17日本部訓令第6号)

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則 (平成10年11月24日本部訓令第17号)

この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日本部訓令第3号)

この訓令は、平成11年3月23日から施行する。

附 則 (平成14年10月15日本部訓令第29号)

この訓令は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月15日本部訓令第7号)

この訓令は、平成15年4月15日から施行する。

附 則 (平成15年12月16日本部訓令第17号)

この訓令は、平成15年12月16日から施行する。

附 則 (平成16年9月22日本部訓令第14号)

この訓令は、平成16年10月1日から施行する

附 則 (平成17年3月25日本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1 毎日制勤務の項警察本部の職員の欄の改正規定中「捜査第一課指導・情報・捜査係員、強行第1係員、強行第2係員、強行第3係員、手口係員、盗犯特捜係員及び特殊・科学捜査係員（一般職員を除く。）」に改める部分は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年10月4日本部訓令第21号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年10月7日から施行する。

附 則 (平成18年8月30日本部訓令第21号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定（港湾地区特別捜査隊員に係る部分を除く。）は、平成19年3月27日から施行する。

附 則（平成20年3月18日本部訓令第4号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（別表第1の改正規定中捜査第一課員に係る部分及び警備課員に係る部分を除く。）は、平成20年3月24日から、附則第14項の改正規定（別表第1の改正規定中警備課員に係る部分に限る。）は、3月28日から施行する。

附 則（平成21年3月12日本部訓令第4号抄）

この訓令は、平成21年3月25日から施行する。

附 則（平成21年12月28日本部訓令第25号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日本部訓令第6号抄）

この訓令は、平成22年3月25日から施行する。

附 則（平成22年3月30日本部訓令第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年3月15日本部訓令第1号抄）

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

附 則（平成23年6月28日本部訓令第8号）

この訓令は、平成23年6月28日から施行する。

附 則（平成24年3月16日本部訓令第4号抄）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成25年3月12日本部訓令第3号抄）

この訓令は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成26年12月18日本部訓令第16号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日本部訓令第9号抄）

この訓令は、平成27年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月11日本部訓令第5号抄）

この訓令は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（平成29年3月8日本部訓令第3号抄）

この訓令は、平成29年3月13日から施行する。

附 則（平成29年3月8日本部訓令第4号抄）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月4日本部訓令第9号）

この訓令は、平成29年7月4日から施行する。

附 則（平成29年10月18日本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日本部訓令第9号抄）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月26日本部訓令第11号抄）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第7号抄）

1 この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（平成31年3月28日本部訓令第17号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月3日本部訓令第19号）

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和3年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日本部訓令第8号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（宇奈月温泉警備派出所勤務員に係る部分に限る。）は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年9月28日本部訓令第18号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日本部訓令第9号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日本部訓令第13号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日本部訓令第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

※ 別表及び別記様式省略